

監査結果公表第7－8号

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和8年3月31日

八尾市監査委員	浅川昌孝
同	木虎孝之
同	五百井真二
同	木村健二

記

1 措置の内容の通知

令和7年度定期監査（市立学校）の結果に対する措置
令和8年3月19日付け 八教教政第1962号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和7年度定期監査の結果に対する措置の内容
市立学校

指 摘 事 項	R8.2.10までに講じた措置又は改善方針等					
<p>1 学校徴収金に係る事務について 学校長が教育活動を効果的かつ円滑に行うための経費として保護者から徴収した学校徴収金については、八尾市学校徴収金等取扱要綱及び八尾市学校徴収金取扱マニュアルに、適正かつ円滑に処理するため必要な事項等が定められているが、財務事務において、次のような事例が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>(1) 校内会計監査について、会計責任者が監査委員を2名以上選任して実施するよう定められているが、監査委員を2名以上選任していないもの</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">措置状況</td> <td style="width:50%; text-align: center;">措置済</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 会計責任者が監査委員2名以上を選任した上で、複数人により校内会計監査を実施するよう事務処理を改めました。 </td> </tr> </table>		措置状況	措置済	会計責任者が監査委員2名以上を選任した上で、複数人により校内会計監査を実施するよう事務処理を改めました。	
措置状況	措置済					
会計責任者が監査委員2名以上を選任した上で、複数人により校内会計監査を実施するよう事務処理を改めました。						
<p>(2) 学年費において、収入伺書や支出伺書を作成していないもの</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">措置状況</td> <td style="width:50%; text-align: center;">措置済</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 全ての収入及び支出について、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、収入伺書及び支出伺書を作成するよう、会計責任者、出納責任者、支出及び収入担当者、会計担当者で確認し、今後の事務処理を改めました。 </td> </tr> </table>		措置状況	措置済	全ての収入及び支出について、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、収入伺書及び支出伺書を作成するよう、会計責任者、出納責任者、支出及び収入担当者、会計担当者で確認し、今後の事務処理を改めました。	
措置状況	措置済					
全ての収入及び支出について、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、収入伺書及び支出伺書を作成するよう、会計責任者、出納責任者、支出及び収入担当者、会計担当者で確認し、今後の事務処理を改めました。						
<p>(3) 支出伺書において、支払後の会計確認者の確認に係る押印が漏れているもの</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">措置状況</td> <td style="width:50%; text-align: center;">措置済</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 会計責任者の確認、押印欄及び支払い後の確認日の記入欄を追加した支出伺書の様式に変更し、確認後の押印を徹底するように改めました。 </td> </tr> </table>		措置状況	措置済	会計責任者の確認、押印欄及び支払い後の確認日の記入欄を追加した支出伺書の様式に変更し、確認後の押印を徹底するように改めました。	
措置状況	措置済					
会計責任者の確認、押印欄及び支払い後の確認日の記入欄を追加した支出伺書の様式に変更し、確認後の押印を徹底するように改めました。						
<p>(4) 学年費において、支出伺書と出納簿にそれぞれ記載されている支払日や支出伺書の請求金額の説明資料が不足しているもの、出納簿と校内会計監査報告書にそれぞれ記載されている金額が不一致のもの、請求書の請求日の記述のないもの</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">措置状況</td> <td style="width:50%; text-align: center;">措置済</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 支払いでの請求日の記載漏れや説明資料の不足がないように、職員会議等で教職員に周知するなどして、事務処理を改めました。 また、会計監査については、会計の信頼性を保証する重要な役割であることを再度認識して、適切な監査を行うよう教職員に周知しました。 </td> </tr> </table>		措置状況	措置済	支払いでの請求日の記載漏れや説明資料の不足がないように、職員会議等で教職員に周知するなどして、事務処理を改めました。 また、会計監査については、会計の信頼性を保証する重要な役割であることを再度認識して、適切な監査を行うよう教職員に周知しました。	
措置状況	措置済					
支払いでの請求日の記載漏れや説明資料の不足がないように、職員会議等で教職員に周知するなどして、事務処理を改めました。 また、会計監査については、会計の信頼性を保証する重要な役割であることを再度認識して、適切な監査を行うよう教職員に周知しました。						

<p>(5) 保護者に返金した際に徴した受領書について鉛筆書きで署名されているもの</p>	措置状況	措置済
<p>(6) 支出伺書の記載内容において訂正印の押印が漏れているものや砂消しゴム等を用いて行っているもの</p>	措置状況	措置済
<p>2 子どもが輝く学校づくり総合支援事業に係る事務について 「子どもが輝く学校づくり総合支援事業」は、市が児童・生徒や地域の実態に応じた学校独自の取り組みを支援し、魅力ある学校づくりを推進することを目的とした市からの受託事業であるが、事業費の支出において、次のような事例が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。 (1) 事業費の支出において、立替払をしているもの。立替払については、そのリスクも踏まえ、それによらないと業務に支障が生ずる場合に限定して行い、やむを得ず行ったときは速やかに精算されたい。</p>	措置状況	措置済

返金の受領の証拠書類となる受領書の署名については、修正可能な文房具を使用しないよう各学年の会計担当者と情報共有し、今後の事務処理について改めました。

支出伺書の記載内容の修正方法について、職員会議等で教職員に周知するなどして、事務処理を改めました。

立替払いについては、業務に支障が生ずる場合に限定し、やむを得ず行った場合には速やかに精算を行うように、教職員へ周知し、事務処理を改めました。

<p>(2) 領収書に記載されている金額を不適正な方法で訂正しているものや事業報告の支出明細書において、記載されている金額の訂正について、訂正印の押印が漏れているもの</p>	措置状況	措置済
<p>3 八尾市学校体育施設開放事業に係る事務について 「八尾市学校体育施設開放事業」は、市民の自主的なスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、小中学校の体育施設を開放し、市民の使用に供することを目的とした市の事業で、各小中学校に設置されている学校体育施設開放運営委員会が受託している。 本事業の実施に係る消耗品の調達に際し、当該学校の職員が立替払をした場合において、速やかにその精算手続がされていないものが見受けられたので、やむを得ず立替払をした場合は速やかに精算手続をすること。</p>	措置状況	措置済
<p>4 修学旅行・林間学舎関係事務について 修学旅行・林間学舎の実施に係る契約手続において、次のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。 (1) 「八尾市学校徴収金取扱マニュアル」に定める手続が一部行われていないもの</p>	措置状況	措置済
<p>(2) 契約書について、必要事項が記載されていないもの</p>	措置状況	措置済
	<p>金額の訂正方法については、適正な方法により訂正するよう教職員へ周知し、事務処理を改めました。</p> <p>立替払いについては、業務に支障が生ずる場合に限定し、やむを得ず行った場合には速やかに精算を行うように、教職員へ周知し、事務処理を改めました。</p> <p>修学旅行や宿泊学習に係る契約については、八尾市学校徴収金取扱マニュアルに準拠して手続きを行うよう、職員会議等で教職員に周知するなどして事務処理を改めました。</p> <p>契約書の様式について必要事項を記載するものに改めるとともに、その適用につき学校内で共有しました。</p>	

(3) 業者選定の過程を明らかにする書類の一部を紛失していたもの	措置状況	措置済
	業者選定における書類等については、保管場所を定め管理を行い、紛失等のないよう周知徹底しました。	